

報酬等に関する開示事項

以下の開示項目は、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号（単体）および第19条の3第4号（連結）の規定に基づき作成しています。なお、本項目は2012年3月29日 金融庁告示第21号に基づいており、当行が該当する項目のみを記載しています。

1 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

（1）「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

（ア）「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行においては該当ありません。

（イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

（ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。当行においては該当ありません。

（2）対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において年間の役員報酬の総額（上限額）を決定し、その範囲内で年間の報酬総額を取締役会にて決定しております。

また、任意の指名・報酬委員会として社外取締役が過半数を占め、議長を務めるコーポレートガバナンス会議を設置し、客観性・透明性の確保に努めています。

個人別の配分については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分としています。

取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行われるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものとしています。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないこととしています。

なお、株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議しております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

（1）報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

常勤取締役の報酬は「確定金額報酬」、「業績連動型報酬」、「株式報酬型ストック・オプション」としております。

「確定金額報酬」は役員としての役割や責任等を勘案し、「業績連動型報酬」は、当行の単年度の業績に応じて決定しております。「株式報酬型ストック・オプション」は、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気高揚を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、「確定金額報酬」のみを支払うこととしております。

また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしており、支給時期、配分などについては、監査役の協議により決定しております。

3 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬上限額が決議され、決定される仕組みになっております。

対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

対象役員のうち、取締役の業績連動報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額とし、その上限額は100百万円、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円としております。

監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、確定金額報酬のみとしております。

当行の対象役員の業績連動報酬額は上記のとおりであり、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用していません。

4 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額

（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）（単位：百万円）

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型ストック・オプション
取締役	14人	368	247	100	20
監査役	5人	60	60	—	—

（注）1. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。
なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても、権利行使は退任時まで繰り延べることとしております。

	行使期間
株式会社 百五銀行 第15回 新株予約権	2025年7月31日から 2055年7月30日まで

5 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。